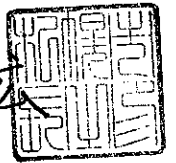


札幌市職員特殊勤務手当支給規則及び札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月 29 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第15号

札幌市職員特殊勤務手当支給規則及び札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

(札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第1条 札幌市職員特殊勤務手当支給規則(平成11年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表5の項第3号中「若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく」を「の規定に基づき北海道知事が命じる検査、同条第6項の規定に基づき北海道知事が行う業務若しくは同法第51条第1項の規定に基づき家畜防疫官若しくは家畜防疫員が行う業務に協力するために、これらの検査若しくは業務を行う者に同行して行う作業、同法第58条第5項の規定に基づく評価人としての」に改め、同表16の項中「800円」を「1,080円」に改める。

(札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第2条 札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則(平成11年規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表11の項中「800円」を「1,080円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の札幌市職員特殊勤務手当支給規則(以下「改正後の特勤規則」という。)別表16の項の規定及び第2条の規定による改正後の札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則(以下「改正後の単労規則」という。)の規定は、令和

6年1月1日から適用する。

- 2 改正後の特勤規則又は改正後の単労規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の札幌市職員特殊勤務手当支給規則又は第2条の規定による改正前の札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の規定に基づいて支給された災害緊急援助等業務手当は、それぞれ改正後の特勤規則又は改正後の単労規則の規定による災害緊急援助等業務手当の内払とみなす。